農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十二号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）

附　則

この政令は、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

農林水産大臣　江藤　拓

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十三号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条、第百十二条第一項、第百十三条から第百十五条まで、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十九条、第百二十条、第百二十一条第一項及び第百二十二条から第百二十六条まで、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第八条第二項、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第二項、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第五条第五項、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第二項、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七条第二項、獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第二項、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第二項並びに家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項、第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項及び第十七条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

（東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正）

第二条　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条から第十一条までの規定中「令和二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十四号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十一号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「九千三百二十七億四千八百七十四万五千円」を「九千二百五十六億九千七百十五万七千円」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉

内閣総理大臣　安倍　晋三